

平成 3 1 年度 東北町農業用機械導入支援事業補助金内容

別表 1

分類	事業種目	補助対象者	補助対象経費	補助金の割合	補助金の限度額	採択基準	その他事項
①	農業用機械導入支援事業	①東北町認定農業者及び認定新規就農者(青年等就農計画が認定されている者) ② 東北町人・農地プランの中心的経営体に位置づけられている者 ③ 集落営農組織	農業用機械の購入費	2 5 %以内	1, 000, 000円	・購入する機械は新品であり、購入価格が500, 000円以上であること。 ・購入する機械が経営規模等に見合うこと。	・補助対象経費は消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。 ・補助金の額に1, 000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 ・平成28年度から平成30年度まで実施した東北町農業経営体質強化対策機械等導入支援事業を実施している者は、対象外とする。 ・平成28年度から平成30年度において国庫補助事業（産地パワーアップ事業、経営体育成支援事業、担い手確保・経営強化支援事業、畜産クラスター事業）実施者及び取組予定者は対象外とする。また、目標未達成者についても同じとする。 ・町税等に滞納がないこと。